

長野市福祉環境整備指導要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、不特定かつ多数の者の利用する施設のうち長野県福祉のまちづくり条例(平成7年長野県条例第13号)第15条の規定が適用される特定施設以外の建築物についても障害者等が安全かつ容易に利用できるように整備されることを目的としてする行政指導の指針について定めるものとする。

(整備対象建築物)

第2 この要綱による行政指導の対象となる建築物は、別表第1のとおりとする。

(福祉環境整備基準等)

第3 障害者が安全かつ容易に利用できるようにするため、福祉環境整備基準を定める。

2 福祉環境整備基準のほか、障害者等がより安全かつ容易に利用できるようにするため、福祉環境整備目標を定める。

3 福祉環境整備基準及び福祉環境整備目標基準は、別表第2のとおりとする。

(行政指導の内容)

第4 別表第1に掲げる建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の様替えをしようとする者(建築物の用途を変更して同表に掲げる建築物としようとする者を含む。以下「建築主」という。)から事前相談があった場合において、当該建築物が福祉環境整備基準又は福祉環境整備目標基準に適合しないときは、建築主に対し、これらの基準に適合させることを求める行政指導をする。

(適合標識の交付)

第5 市長は、建築主から申出があった場合は、福祉環境整備基準に適合していると認める建築物の所有者又は管理者に対して福祉環境整備基準適合標識を交付する。

2 前項の標識の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成8年2月22日告示第35号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月26日告示第569号)

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

別表第1 (第2関係)

区分	用途	範囲
診療所	診療所	病室を有しないもの
宿泊施設	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(下宿業を除く。)	用途面積が1,000平方メートル未満のもの
娯楽施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	用途面積が500平方メートル未満のもの
	遊技場	
店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売店舗業を営む店舗	用途面積が300平方メートル以上500平方メートル未満のもの
	飲食店	
	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店、不動産業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	理容所又は美容所	用途面積が100平方メートル未満のもの
その他	展示場	用途面積が1,000平方メートル未満のもの
	体育館、ボウリング場、スケート場、水泳場その他スポーツ施設(練習所を含む。)	
複合施設の共用部分	上記用途のうち2以上の異なる用途に供する部分が存する建築物で、それらの用途面積の合計が500平方メートル以上2,000平方メートル未満であるものの共用部分	全施設

別表第2 (第3関係)

部分	福祉環境整備基準	福祉環境整備目標基準
出入口	長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号)別表第2の1(以下「建築物基準」という。)の(1)に掲げる基準	長野県福祉のまちづくり条例第14条第2項に規定する目標となる基準(平成7年長野県告示第463号)の1(以下「建築物目標基準」という。)の(1)に掲げる基準
廊下等	建築物基準(2)に掲げる基準	建築物目標基準の(2)に掲げる基準
階段	建築物基準(3)に掲げる基準	建築物目標基準の(3)に掲げる基準
昇降機	建築物基準(4)に掲げる基準	建築物目標基準の(4)に掲げる基準
便所	建築物基準(5)に掲げる基準	建築物目標基準の(5)に掲げる基準
駐車場	建築物基準(6)に掲げる基準	建築物目標基準の(6)に掲げる基準
敷地内の通路	建築物基準(7)に掲げる基準	建築物目標基準の(7)に掲げる基準
客席	建築物基準(8)に掲げる基準	建築物目標基準の(8)に掲げる基準
案内標示	建築物基準(10)に掲げる基準	建築物目標基準の(10)に掲げる基準
ホテル又は旅館の客室	建築物基準(11)に掲げる基準	建築物目標基準の(11)に掲げる基準
附帯設備		建築物目標基準の(12)に掲げる基準